

(1)

港長公示第1-106号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年11月19日

京浜港



京浜港東京区第4区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第4区中央防波堤外側埋立地周辺海域において、新海面処分場建設工事が行われるため、下記により船舶（当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和元年12月1日から令和3年2月26日までの間

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及びCブロックの緩岸線により囲まれた海面

イ地点 北緯35度35分24.4秒 東経139度49分53.3秒

ロ地点 北緯35度35分29.8秒 東経139度50分2.9秒

ハ地点 北緯35度35分1.0秒 東経139度50分21.7秒

ニ地点 北緯35度34分41.6秒 東経139度49分45.9秒

ホ地点 北緯35度35分4.6秒 東経139度49分27.2秒

3 標識

前記2の区域を明示するため、黄色灯付黄色塗標識灯3基（黄光4秒1閃光、同期点滅）及び黄色灯付黄色塗灯浮標13基（黄光4秒1閃光、同期点滅）が設置される。

4 その他

前記1の間、前記2の区域周辺海域に警戒船が3隻配備される。

